

東金市立日吉台小学校いじめ防止基本方針

東金市立日吉台小学校

令和7年4月1日策定

はじめに

「いじめは絶対に許されない行為であり、どの学校どの児童にも起こりうるものである。」という認識のもと、いじめ問題を直視していかなければならないと考える。そのために、いじめの兆候をいち早く把握して、迅速に対応していくために「いじめを許さない風土づくり」を確立していかなければならない。

そこで、本校では、いじめ防止対策推進法及び、東金市教育委員会の指導指針を受け、いじめ防止等の対策を総合的かつ効果的に推進するために「東金市立日吉台小学校いじめ防止基本方針」を策定する。

第1章 いじめ防止等のための対策に関する基本的な考え方

1 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法 第2条）

2 基本理念

いじめは、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。本校では、すべての児童がいじめを行わず、また、他の児童に対して行われているいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響、その他のいじめの問題に関する児童の理解を深めることを旨として、いじめ防止等の対策を講じる。

3 いじめの禁止（本校全教職員および児童の共通理解事項）

児童はいじめを絶対に行ってはならない。

4 いじめ防止に向けての学校及び職員の責務

（1）責務

本校は、いじめが行われず、すべての児童が安心して学習、その他の活動に取り組むことができるように、保護者や関係機関と連携を図りながら、学校全体でいじめ防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努める。

(2) 基本姿勢

- ア いじめを絶対に許さないという毅然とした態度で、いじめの兆候や発生を見逃さない集団づくりや雰囲気づくりに努める。
- イ 児童一人一人の有用感を高め、自尊感情を育むとともに、自他の存在を認め合える教育活動を推進する。
- ウ いじめ防止、早期発見、早期解決のために、いじめに対する認識を全教職員で共有する。
- エ いじめ防止、早期発見、早期解決のために、全教職員がチームで教育活動にあたるとともに、保護者や関係機関、専門家などとの連携を図る。

5 コンプライアンス

いじめ防止対策推進法の趣旨と内容やいじめ重大事態の調査に関するガイドライン改定の概要について理解し、これを遵守するとともに、いじめの防止等のための基本方針を受けて策定した「いじめ防止基本方針」にもとづいて、いじめ防止、早期発見、早期解決にむけての教育活動を充実させる。

また、いじめ問題への対応にあたっては、「いじめ防止基本方針」にもとづいて適切な情報収集を行い、その内容について正確に丁寧な説明を行い、隠蔽や虚偽の説明を行わない。

第2章 学校いじめ対策組織

1 名称 東金市立日吉台小学校いじめ対策委員会

2 組織

管理職、教務主任、生徒指導主任、養護教諭、教育相談担当、学年主任、子どもと親の相談員、SC からなる校内組織を設置する。

(1) 校内組織

ア 学校基本方針の策定(組織の全構成員の参加)

管理職、教務主任、生徒指導主任、養護教諭、学年主任、教育相談担当、子どもと親の相談員、SC

※学校運営懇談会委員、保護者代表、警察、学校医等。(意見の聴文等)

イ 日常的な業務、事案についての情報共有と定例会議の開催

管理職、教務主任、生徒指導主任、学年主任、養護教諭、教育相談担当、(子どもと親の相談員、SC) 会議や児童への指導支援の記録と保存

ウ いじめの疑いに係る情報があつたときは直ちに学校いじめ対策組織を招集し、会議を開催する(組織の一部に当該いじめ事案に関係する職員が加わる)。

管理職、教務主任、生徒指導主任、養護教諭、教育相談担当、関係学年主任、担任、関係職員、子どもと親の相談員等。

(2) 家庭や地域、関係機関と連携した組織

学校運営懇談会、保護者と教職員の会(本部役員)、日吉台地区校区連絡会

3 役割

- (1) 学校経営方針に基づく、いじめ防止の取り組みの実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割。
- (2) いじめの相談・通報の窓口としての役割。
- (3) いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割。
- (4) いじめの疑いに係る情報があつたときにはケース会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割。

第3章 いじめの未然防止について

1 いじめを許さない学校づくり

- ・教育活動全体を通して、「いじめは絶対に許されない行為である。」という認識を全教職員、全児童が共有できる学校風土を醸成する。
- ・学校教育目標である「やさしく」「かしこく」「たくましく」の「やさしく」の精神を前面に出し、いじめの解消・撲滅のための意識を高める。
- ・「いじめゼロ宣言」を全校児童で行い、入学・進級時に全員が署名し宣言する取り組みを行う。
- ・学校は「いじめを絶対に許さない。」「いじめられている子を徹底的に守る。」という姿勢を日頃から示す。
- ・直接いじめに関わらなくても、見て見ぬふりをすることは傍観者としていじめに加担していることを知らしめる。

2 児童、保護者への啓発活動

- ・学校便り等を活用して、定期的にいじめに対する本校の姿勢を明らかにし、いじめに対する情報を提供する。
- ・年度始めには、いじめ問題に対する基本方針や保護者の責任等を明らかにし、児童や保護者の理解を得る。また、いじめが犯罪行為に相当し得ると認められた場合には、学校から警察へ相談通報することの理解、協力を得る。

3 いじめに関する定期的なアンケート調査

- ・いじめはどの学校でも、どの子にも起こりうるとの認識のもと、いじめの状況把握のため定期的なアンケート調査を実施する。
- ・5月、10月、1月に実施する（該当月が臨時休業となった場合は、実施しない）。

4 教職員の言動

- ・教職員の不適切な発言（差別的な発言や児童を傷つける発言等）や体罰がいじめを助長することを全教職員で確認する。
- ・不適切な発言については一切排除し、職員同士が互いに注意し合えるようにする。
- ・学校全体が一堂に会した場において、全教職員、全児童で暴力や暴言を排除することを確認する。

5 生徒指導の機能を重視した「わかる授業」の展開

- ・教職員と児童の「共感的人間関係」を基盤に、児童一人一人に「自己存在感」を持たせる場面や「自己決定」する場面を授業のなかに取り入れて、「わかる授業」をする。
- ・規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加、また活躍できる授業づくりや集団づくりを行う。

6 計画的、組織的な指導計画の作成及び実施

（道徳教育）

- ・道徳的实践力を培う道徳教育の充実を図る。県教育委員会作成の道徳教育映像教材等を活用し、いじめ防止や生命尊重等をねらいとした道徳の指導や取組を実践する。

（人権教育）

- ・人権意識と生命尊重の態度の育成を図る。人権教育の充実と、お互いを思いやり尊重し、生命を大切にする指導を、学年や発達の段階に応じて行う。また指導計画にかかわらず、教育活動全体を通して、自己肯定感や社会性を培う取組や共感的人間関係を育成する指導支援を継続する。

（体験活動）

- ・単に何かを体験すればよい、ただ交流すればよいといった位置づけや意識ではなく、児童の学年や発達の段階に応じた、集団の一員としての自覚や態度、資質や能力を育むために行うものであることを意識して場や機会を位置づけていく。

（各種行事・キャンペーン）

- ・いじめゼロ宣言、いのちを大切にするキャンペーン、児童会活動、人権週間に関する取組等、目的や具体的な指導を明らかにして位置づける。

7 児童の自発的な活動の支援

- ・児童会活動において、いじめに関わる問題を取り上げて、児童が自主的に取り組む活動を指導・支援していく。この活動を通して、自分たちが「いじめをなくしていこう。」という意識を醸成していく。

8 ネットいじめに関する対策の推進

- ・児童及び保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性、その他のイン

ターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し及び効果的に対処できるように、必要に応じて外部講師を招き、携帯電話教室等を行う。

9 いじめに関する教職員の研修

- ・いじめの基本認識を共有する。
- ・いじめ問題に関する指導上の留意点等について、教職員間の共通理解を図り、その観察力や対応力の向上を図る。
- ・「生徒指導提要」「生徒指導充実のために」等を活用して、いじめの構造やいじめの進行、いじめの変遷やいじめの態様等の研修を行う。

第4章 いじめの早期発見について

いじめはどの学校でも、どの子にも起こりうるとの認識のもと、いじめの抑止力及び、いじめの早期発見のためにアンケート調査を行う。

アンケートに答えることで「自分はいじめられているかもしれない。」と、自覚する子もいる。「自分は、〇〇君をいじめているかも」と、いじめている児童に自覚を促す役目も果たす。「誰かに自分のこと書かれるといけないから、あんなこと言うのは止めておこう。」と、日常生活でいじめ行為を抑制することにもなる。また、全校同じアンケートが実施されることは、アンケート項目が、児童の共通認識になる。「これは、してはいけないことだと学校中のみんなが知っている。」という共通認識は、児童に自制を促すと同時に大きな安心感を与える。教師がアンケートを見れば、いくつもの項目に印のある児童は注意しなければならないことがすぐにわかる。また、使役行為をされている児童の友達から「いじめられているのでは」と報告される等、危険な項目に名前が書かれている児童を見つけることができる。児童の間ではやっているカードの交換、メールいじめや金銭のやりとり等、教職員の知らない児童の裏文化が見つかることもある。

この実態をふまえて、本校は児童の問題行動の具体的な指導の手立てを明確にする。これを集計して、いじめ対策委員会を開き、クラスだけでなく、他クラスとの関連問題、学年を越えた繋がりのある問題を把握し対応する。

また、いじめられている児童は、自尊心から自分が「いじめられている」とは書かない場合が多々ある。児童から訴えない理由はそこにあることが多い。特に、小学校高学年には、そうした児童がほとんどだと考えられるので、友達からの情報が重要な役割を果たす。また、友達から「いじめを受けている児童」の項目に名前があげられた児童は、いじめが相当深い段階に入っている児童と考えられる。早急に対応しなければならないので、そうした児童の発見にも役立てる。

これを定期的に行うことで、全児童に「いじめを訴える機会がある」という安心感を与えることができる。「今は我慢しているけれど、次回には書こう。」と、児童は、問題の解決を未来に託すこともできる。

(時期)

- ・ 5 月、10 月、1 月（該当月が臨時休業となった場合は、実施しない）

(方法)

- ・ 低、中、高学年別に作成し、記名方式で実施する。

(内容)

- ・ 本校の実態に合ったアンケートを作成する。
- ・ アンケート調査以外に、個別面談や教育相談（定期教育相談）等を実施する。
- ・ 学校全体として定期的な面談を実施する。児童が希望をする時にはいつでも対応する。
- ・ 面談方法や面接結果について、SC 等、専門的な立場からの助言を得る。

(観察)

- ・ 全教職員が様々な教育活動を通して、全児童にかかわることにより、いじめの発見の機会を多くする。
- ・ 教室から職員室へ戻る経路を時々変えたり、児童用のトイレを利用したりして、気になる場面の発見につなげる。
- ・ 休み時間、昼休み、放課後の校内巡回を計画的に行い、いじめの発見につなげる。

第 5 章 いじめの相談・通報について

1 学校におけるいじめの相談・通報窓口

管理職・担任・養護教諭・教育相談担当・子どもと親の相談員・SC・相談箱

2 いじめ相談、通報を受けたときの対応

- ・ 日頃から「よく言ってくれたね。全力で守るからね。」という、教職員の姿勢を伝えるとともに、実際に訴えがあった場合には、保健室や相談室等の一時的に危険を回避する時間や場所を提供し、担任や子どもと親の相談員を中心に、本人の心のケアに努めるとともに、具体的に心身の安全を保証する。
- ・ 事実関係や気持ちを傾聴する。
- ・ 「あなたを信じているよ。」という姿勢で、疑いをもつことなく傾聴する。事実関係の客観的な把握にこだわり、状況の聴取だけにならないように注意する。
- ・ 周囲の児童からの訴えがあった場合、いじめを訴えたことにより、その児童へのいじめが新たに発生することを防ぐため、他の児童から目の届かない場所や時間を確保し、訴えを真摯に受け止める。「よく言ってきたね。」とその勇気ある行動を称え、情報の発信元は、絶対に明かさないことを伝え、安心感を与える。

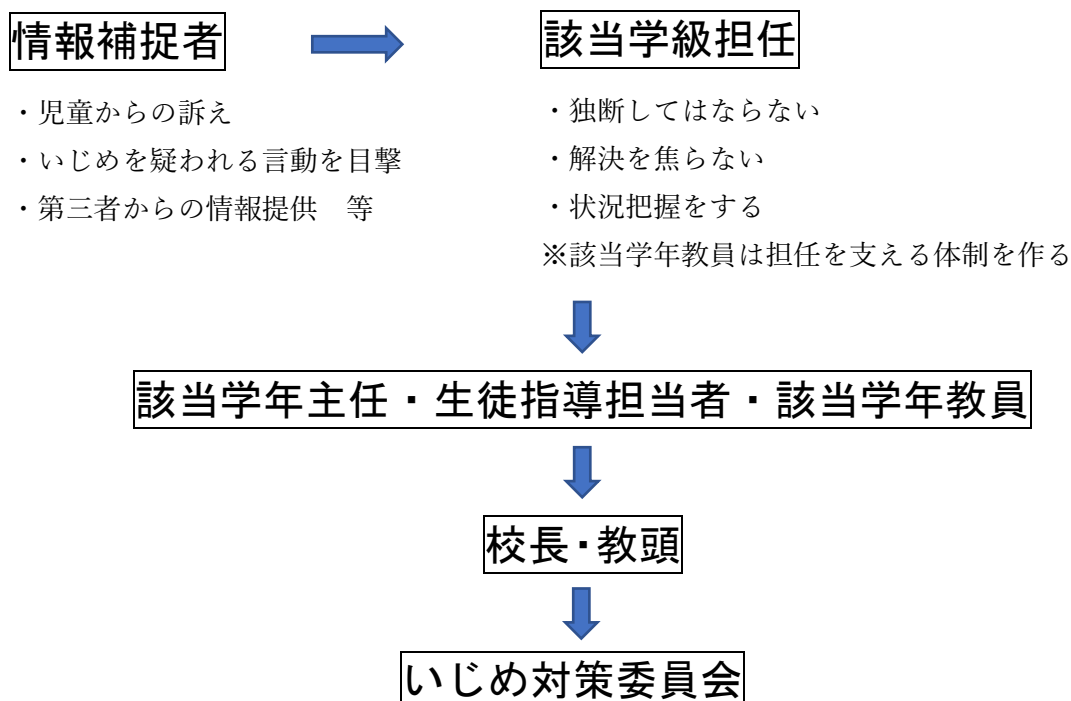
3 学校外におけるいじめの相談・通報窓口 ※全児童の周知

- ・ 山武郡市教育相談センター 0475-54-0367
- ・ チャイルドライン千葉 0120-99-7777
- ・ 子どもの人権 110 番（法務省）フリーダイヤル 0120-007-110

- ・子どもと親のサポートセンターフリーダイヤル 0120-415-446
 - ・24時間子供SOSダイヤル フリーダイヤル 0120-0-78310（なやみいおう）
- 4 いじめを受けたとき、目撃したときの相談・通報についての指導
- ・いじめられていることを「恥ずかしい」「みじめである」と考えない。
 - ・相談、通報は適切な行為であり、「ちくり」と言われる行為は卑怯なことではない。

第6章 いじめを認知した場合の対応について

1 いじめ事案が発生したときの報告連絡体制



2 関係機関との連携

連携を必要とする状況	関係機関
・いじめの発生状況を報告する ・対応方針について相談する ・児童や保護者対応を相談する	東金市教育委員会
・いじめによる暴行、傷害、恐喝等の刑事事件の発生時	東金市教育委員会 東上総児童相談所 東金警察署（生活安全課）
・いじめられた児童が外傷や心的外傷を負った場合	医療機関
・いじめられた児童、いじめた児童の心のケアが必要な場合	東上総児童相談所 子どもと親のサポートセンター

3 被害者への対応

(1) 基本的な姿勢

傾聴・絶対的な味方・交友関係の醸成・自立の支援

- ・いかなる理由があっても、徹底していじめられた児童の味方になることを表明する。
- ・児童(生徒)の表面的な変化から解決したと判断せず、支援を継続していく。

(2) 事実の確認

- ・担任を中心として、児童が話しやすい状況（場や聞き手）を設定する。
- ・いじめを受けた悔しさやつらさに耳を傾け、共感しながら事実を聞く。

(3) 支援

- ・いじめの加害者を絶対に許さないことを表明し、今後の指導について伝える。
- ・自己肯定感を喪失しないよう、児童のよさや、優れているところを認めて励ます。
- ・いじめの加害者との今後の接し方等、行動の行方を具体的に指導する。
- ・安易に解決したと判断せずに、経過をしっかりと見守っていくことを伝え、いつでも相談できる体制にあることを確認する。

(4) 経過観察

- ・面談や生活ノートを使って定期的に相談活動を行い不安や悩みの解消に努める。
- ・授業等で活躍の場や友人との関係づくりを支援していく。

4 加害者への対応

毅然とした対応・内省・成長の見守り、被害者心情への斟酌

(1) 基本的な姿勢

- ・いじめを行った背景を理解し、行った行為に関しては毅然とした態度で指導する。
- ・自分はどうすべきだったのか、これからどうすればよいのかを内省させる。

(2) 事実の確認

- ・加害者に対応する教師は、中立の立場で事実確認を行う。
- ・嘘やごまかしのないよう事実確認を行う。

(3) 指導

- ・被害者のつらさに気付かせ、自分が加害者であることの自覚を持たせる。
- ・いじめは絶対に許されないことに気付かせ、責任転嫁することを許さない。
- ・いじめに至った心情や関わったグループ内での立場等を振り返らせながら、今後の行動について考えさせる。
- ・不平不満、いらだつ気持ちを聞き取る。

(4) 経過観察

- ・生活ノートや面談を通して、教師との交流を続けながら成長を確認していく。
- ・授業や特別活動等を通して、エネルギーを良い方向に向かわせ、良さを認めていく。

5 観衆、傍観者への対応

(1) 基本的な指導

- ・いじめは、当事者だけの問題ではなく、学級や学年等集団全体の問題とであることを確認し、集団全体で対応していく。
- ・いじめの問題に、教師が児童とともに本気で取り組んでいる姿勢を示す。

(2) 事実確認

- ・いじめの事実を告げることは、「ちくり」などというものではないこと、辛い立場にある人を救うことであり、人権と命を守る立派な行為であることを伝える。

(3) 指導

- ・周囲ではやし立てていた者や傍観していた者も、問題の関係者として事実を受け止めさせる。
- ・被害者は、観衆や傍観者の態度をどのように感じていたかを考えさせる。
- ・これからどのように行動したらよいのかを考えさせる。
- ・いじめの発生の誘引となった集団の行動規範や言葉遣いなどについて振り返らせる。
- ・いじめを絶対に許さない集団づくりに向けた話し合いを深める。
- ・聴取については、聴取場所の環境を整え、過度の緊張感や圧迫感を与えないように、できるだけ短時間で行う。
- ・聞き取った内容の保存を確実に行う。
- ・聞き取りの際には、言葉遣いや態度に十分注意する。

6 保護者との連携

(1) いじめを受けた児童の保護者との連携

- ・事実が明らかになった時点で、速やかに家庭訪問を行い、学校で把握した事実を正確に伝える。
- ・学校として徹底して子どもを守り、支援していくことを伝え、対応の方針を具体的に示す。
- ・対応経過をこまめに伝えとともに、保護者からの児童の様子等について情報提供を受ける。
- ・いじめの全貌がわかるまで、相手の保護者への連絡を避けることを依頼する。
- ・対応を安易に終結せず、経過を観察する方針を伝え、理解と協力を得る。
- ・保護者からの訴えに対し、事実を調べ、いじめがあれば児童を必ず守る旨を伝える。

(2) いじめた児童の保護者との連携

- ・事情聴取後、家庭訪問をし、事実の経過を伝えとともに、その場で子どもに事実の確認をする。
- ・相手の状況も伝え、いじめの深刻さを認識してもらうよう事実を正確に伝える。
- ・指導の経過と変容の様子等を伝え、指導に対する理解を求める。
- ・誰もが、いじめる側にも、いじめられる側にもなりうることを伝え、学校は事実について指導し、よりよく成長させたいと考えていることを伝える。
- ・事実を認めなかったり、うちの子どもは首謀者ではないなどとして、学校の対応を批

判したりする保護者に対しては、あらためて事実確認と学校の指導方針、教師の子どもを思う信念を示し、理解を求める。

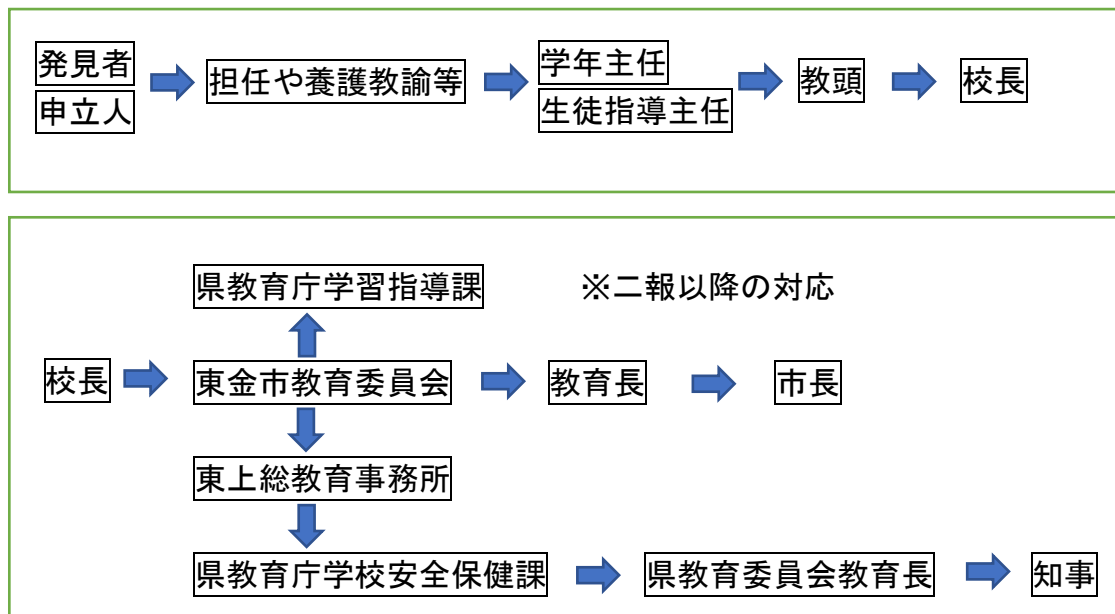
第7章 重大事態への対処について

1 重大事態の基準

- (1) いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- ・児童が自殺を企図した場合
 - ・身体に重大な障害を負った場合
 - ・金品等に重大な被害を被った場合
 - ・精神性の疾患を発症した場合
- (2) いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき
- ・不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とするが、児童が一定期間連続して欠席しているような場合も東金市教育委員会及び学校の判断で重大事態と認識する。
- (3) その他の場合
- ・児童や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し入れがあった場合

2 重大事態が発生した場合の対応

重大事態発生時の報告、連絡体制



3 調査について

(1) 調査主体

- ・調査主体をどこに設置するかは、東金市教育委員会が判断する。
- ・学校が調査主体になる場合でも、調査内容や人的措置等、教育委員会の協力を得る。
事案の特性やこれまでの経緯、いじめを受けた児童またはその保護者が望む場合には、学校における調査(調査主体を教育委員会に置く場合も含む)に平行して、市長による調査も想定する。この場合は、調査主体同士が密接に連携し、適切に役割分担を図る。

(2) 組織

- ・学校は、そのいじめ事案が重大事態であると判断したときには、当該重大事態に係る調査を行うために、速やかに組織を設ける。

4 事実関係を明確にするための調査の実施

(1) 事実関係を明確にする

- ・重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ(いつ頃から)、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情としてどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。この調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものではない。学校が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の再発防止を図る。

(2) いじめられた児童からの聴き取りが可能な場合

- ・いじめられた児童から十分に聴き取るとともに、在籍児童や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行う。この際、いじめられた児童生徒を守ることを最優先とした調査を行う。
- ・調査による事実関係の確認とともに、いじめた児童への指導を行い、いじめ行為を止める。
- ・いじめられた児童に対しては、事情や心情を聴取し、いじめられた児童の状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等をする。

(3) いじめられた児童からの聴き取りが不可能な場合

- ・児童の入院や死亡など、いじめられた児童からの聴き取りが不可能な場合は当該児童の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者に今後の調査について協議し、調査に着手する。
- ・調査方法としては、在籍児童や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行っていく。

(4) 調査結果の提供および報告

- ・学校又は教育委員会は、調査によって明らかになった事実関係についていじめを受けた児童やその保護者に対して説明する。
- ・これらの情報の提供にあたって学校は、他の児童のプライバシーに配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。

(5) 調査結果の報告

- ・調査結果について、学校は教育委員会に報告し、教育委員会は市長に報告する。

第8章 公表・点検・評価について

- 1 ホームページで本校のいじめ防止基本方針を示す。
- 2 本校では、年度ごとにいじめ問題への取組を保護者、児童、所属職員で評価することを定めている。学校だけの評価で終わらないようにする。
- 3 本校は学校いじめ防止基本方針を年度ごと、あるいは状況に応じて適切に機能しているかPDCAサイクルを用いて見直しを行っていく。

関連法案等

- いじめ防止対策推進法案に対する付帯決議（平 25・6・19 衆議院文部科学委員会）
- いじめ防止対策推進法案に対する付帯決議（平 25・6・19 参議院文部科学委員会）
- いじめ防止対策推進法（平 25. 6. 21 成立）
- いじめ防止対策推進法（平 25. 6. 28 公布）
- いじめ防止対策推進法(概要)
- いじめ防止対策推進法（平 25. 9. 28 施行）
- いじめの防止等のための基本的な方針の策定